

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次  
規則 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則

## 規則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第三十二号

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十九号)に基づきこの規則を定める。

第一条 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令(以下「政令」という。)第十六条に規定する母子福祉資金の貸付に必要な次に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 政令第二条に規定する貸付申請書 様式第一号
- 二 政令第三条に規定する貸付決定通知書 様式第二号
- 三 政令第三条に規定する貸付不承認決定通知書 様式第三号
- 四 政令第四条に規定する借用書 様式第四号
- 五 政令第六条に規定する氏名、住所変更届 様式第五号
- 六 政令第七条に規定する休学届 様式第六号
- 七 政令第七条に規定する復学届 様式第七号
- 八 政令第八条に規定する増額申請書 様式第八号
- 九 政令第九条に規定する辞退申出書 様式第九号
- 十 政令第九条に規定する減額申出書 様式第十号
- 十一 政令第十一条に規定する死亡届 様式第十一号

(様式第一号)

母子福祉資金貸付申請書

鳥取県	受付※ 年月日	受付※ 番号	貸付決定※ 年月日	決定※ 番号
貸付金の種類	資金		※決定	
申込金額			資金の種類 金額 円(月額 円)	
貸付期間			貸付期間自 至	
償還方法及び期間	年賦 半年賦 月賦 自 年月 至 年月		返還方法 償還期間自 至	
据置期間	年 月		※備考(児童福祉審議会 の意見)	
氏名	申 請 者		児 童	
生年月日	年 月 日生満才		氏名 男女 年 月 日生満才	
住所	請		申請者との続柄	
本籍	者		修学又は 修業先の 名称	
職業、夜間 習得機関	収入月 円			
配偶者の 状況	(氏名) 正式結婚 内縁 未婚 死亡、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体障害者、拘禁(職業) (同上事由発生年月日) 年 月 日			
家庭の 状況	続柄 氏名 満年齢 職業 収入		他の借入金の状況	
			借入金の種類 借入金額 円	
			借入年月日 年 月 日	
			未償還額 円	
保証人の 状況	(氏名) 年 月 日 満才(申請者との関係)		償還完了予定年月日 年 月 日	
	(住所)		金融機関名及び所在地	
貸付を受けようとする理由	(職業) (収入) 円		主な資産 円	
			主な負債 円	
返済の源	備考			
現在の事業又は入後の事業	(種類) (経年) 年 月 (除数)		(内容)	

十二 第二条第二項に規定する一時償還決定通知書  
様式第十二号

十三 第二条第三項に規定する貸付停止決定通知書  
様式第十三号

第二条 地方事務所長又は福祉事務所長は、貸付金の貸付を受けた者が母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)第八条又は第十条第二号の規定に該当するときは直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告を受け、貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を必要と認めるときは一時償還決定通知書を本人に交付する。

3 知事は第一項の報告を受け鳥取県児童福祉審議会の意見を聴いて将来に向つて貸付金の貸付停止を必要と認めるときは、貸付停止決定通知書を本人に交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年四月一日から適用する。

鳥取県母子福祉資金として 資金を借り入れたいので関係書類を添付の上表記のとおり申請します

昭和 年 月 日

貸付申請者 ㊦

表記の借人について連帯して債務を負担することを保証します

保証人 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

---

(地方福祉事務所長の意見) 適・否

昭和 年 月 日 地方福祉事務所長 ㊦

- 添付書類
- 1 戸籍抄本 (但し配偶者の死亡又は離婚及び扶養児童の明記してあるものに限る)
  - 2 内縁、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体障害、拘禁、未婚を証明する書類
  - 3 技能習得資金、修学資金又は修業資金の貸付を申請する者は学校又は技能習得する機関の証明書
  - 4 支度資金の貸付を申請する者は就職先の証明書
- 注 意
- 1 この申請書は返しません
  - 2 貸付申請者及び保証人の印鑑は印鑑届のしてあるもの又は印鑑届をしようとするものを使用すること
  - 3 ※印欄には記入する必要はないこと
  - 4 貸付金の種類欄には借受けようとする資金の名称を記入すること
  - 5 貸付期間欄には技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金を借受けようとする場合のみ記入すること
  - 6 償還方法及び期間欄は年賦、半年賦又は月賦の方法について希望するものを○で囲み償還期間を記入のこと
  - 7 児童欄には修学資金又は修業資金を借受けようとする場合のみ記入すること
  - 8 家庭欄には借受人が現に扶養している児童その他の家族について記入のこと
  - 9 貸付を受けようとする事由返済の財源及び事業計画の各欄には具体的に記入すること
  - 10 他の貸入金状況欄にはその機関からの貸入金及びこの法律による他の貸付金の借人の状況を記入すること
  - 11 高等学校に就学している児童が引続いて大学に進学する場合継続して修学資金の貸付を受けようとするときは備考欄にその旨を記入すること

償還期間	貸付期間	貸付金額	貸付資金の種類	区	氏名	昭和 年 月 日	貸付決定第	事由
			金				資 金	
至自	至自	金	円也 (月額)		氏 名 殿	鳥取県知事 氏 名 ㊦		(様式第二号)
			円也 (月額)		郡市 村町	鳥取県知事 氏 名 ㊦		

母子福祉資金貸付決定通知書

先般申請の母子福祉資金は左記のとおり貸付することに決定したので通知する。おつて本通知書受領後十日以内に同封の借用書に必要事項を記入なつて地方事務所に提出されたい

記

---

償還方法	第 号 (事由)	昭和 年 月 日	氏 名 殿	郡市 村町	氏 名 殿	鳥取県知事 氏 名 ㊦
賦償還一回 円宛						

母子福祉資金貸付不承認決定通知書

先般申請の母子福祉資金 (資金) は貸付不承認と決定しましたので通知します

(様式第三号)

貸付決定番号 号	經由	鳥取県知事 氏 名 殿	住所 氏名 保証人住所 氏名	昭和 年 月 日	母	次のとおり 一 新氏名(住所) 二 旧氏名(住所)	氏名 変更 届 住所 変更 届 を変更いたしましたからお届けいたします	貸付決定番号 号	經由
(様式第五号)									
次のとおり休学致しましたからお届けします									
1 休学期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日									
2 事由 貸付金 自昭和 年 月 日 受領済額 至昭和 年 月 日									
3 事由 借主氏名 住所 氏名 保証人住所 氏名									
鳥取県知事 氏 名 殿									
右のとおり休学を許可したことを証明します									
昭和 年 月 日 大学長(学校長) 氏 名 殿									
(様式第六号)									

鳥取県知事 氏 名 殿	収入紙 母子福祉資金借用書	貸付決定番号 号	經由	資金の種類 借入総額 金額 円也	借入総額 金額 円也	利息 年三分	貸付期間 至自	償還期間 至自	償還方法 一回 賦償還 円宛
上記のとおり借入します ついては母子福祉資金の貸付等に関する法律及びこれに基づく命令等に定めるところに誠実に従い相違なく償還します									
昭和 年 月 日									
住 所 借主氏名 住所 借主氏名 住所 保証人住所 保証人氏名									
(様式第四号)									
注意 1 母子福祉資金貸付決定通知書受領書後10日以内に本借用書が提出されないときは不用と認め取消の処分をします 2 借主及び保証人の印鑑証明を貼付すること 3 修学資金、修業資金を借受る場合は母と本人が借主となること									

貸付決定番号 号  
經由

復学届  
大学(学校) 部 科 年  
氏名

次のとおり復学しましたからお届けします

1 復学年月日 昭和 年 月 日

2 休学期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

住所  
氏名

保証人住所  
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

右のとおり復学したことを証明します

昭和 年 月 日

大学長(学校長) 氏

名 印

(様式第七号)

貸付決定番号 号  
經由

母子福祉資金貸付増額申請書

次のとおり 資金の貸付を増額することをお願いいたします

1 増額金額

2 増額期日 昭和 年 月分

3 増額事由

昭和 年 月 日

住所  
氏名

保証人住所  
氏名

右連帯して債務を負担致します

鳥取県知事 氏名 殿

鳥取県知事 氏名 殿

印

印

(様式第八号)

貸付決定番号 号  
經由

母子福祉資金貸付辞退申出書

次のとおり 資金の貸付を辞退いたしましたので申し出ます  
住所  
氏名

1 貸付金の総額

2 貸付金受領済額 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 箇月分金 円也

3 貸付辞退期日 昭和 年 月 日分

4 事由

昭和 年 月 日

住所  
氏名

保証人住所  
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

氏名

印

(様式第九号)

貸付決定番号 号  
經由

母子福祉資金貸付減額申出書

次のとおり 資金の減額を申し出ます

1 減額金額(現在) 円(月額)付 人 円(月額)子 人を 円(月額)に減額

2 減額期日 昭和 年 月分

3 事由

昭和 年 月 日

住所  
氏名

保証人住所  
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

氏名

印

印

(様式第十号)

貸付決定番号 号 經由

死亡届

(様式第十一号)

右の者の 爲昭和 年 月 日死亡しまし  
たので戸籍抄本を添えお届します

氏名 住所

昭和 年 月 日

大学(学校) 部 科 年

氏名

保証人住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

貸付決定番号 号 經由

(様式第十二号)

母子福祉貸付金一時償還決定通知書

住所

氏名

貴殿に対しては 資金を貸付けたが次の事実は母  
子福祉資金の貸付等に関する法律第八条第 号の規定  
に該当するので左記により一時償還せられたい

事実

記

一 既に貸付けた金額

一 償還金額

一 償還年月日

一 償還場所

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

貸付決定番号 号 經由

(様式第十三号)

母子福祉資金貸付停止決定通知書

住所

氏名

貴殿に対しては昭和 年 月 日から資金の貸付  
を行つて來たが次の事実は母子福祉資金の貸付等に關す  
る法律第十条第 号の規定に該当するので 月分か  
ら貸付を停止する

なお既に貸付けた資金の据置期間は母子福祉資金の貸付  
等に関する法律施行令第十四条の規定により貸付停止後  
六箇月を経過するまでとする

事実

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和四十二年五月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町

本年度こそは!

# 良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御註文は、郵送又は配達させて戴きます。

## 予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
デパート

# 鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268(日赤前入る)  
電 2 7 3 1  
出張所——鳥取駅前(うゑき旅館前)